

令和2年10月27日

魚沼市議会議長 遠藤 徳一様

産業建設委員会

委員長 佐藤 敏雄

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 調査事件名 (1) その他

2 調査の経過 10月27日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。

その他で、サンキューキャンペーンの忘年会等への利用拡大について、水の郷工業団地の分譲について及び令和2年度における魚沼市ツキノワグマ出没等対応の経過について、執行部から報告を受け、質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

(1) 請願第3号 魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願

2 調査事件

(2) その他

- ・サンキューキャンペーンの忘年会等への利用拡大について
- ・水の郷工業団地の分譲について
- ・令和2年度における魚沼市ツキノワグマ出没等対応の経過について

3 日 時 令和2年10月27日 午後1時30分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 星 直樹、浅井宏昭、富永三千敏、佐藤敏雄、大屋角政、岡部計夫、
(遠藤徳一議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 武藤産業経済部長、大羽賀農政課長、吉田商工課長、鈴木観光課長

8 書記 佐藤議会事務局長、今井主任

9 経 過

開 会 (13:30)

佐藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。

(1) 請願第3号 魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願

佐藤委員長 日程第1、魚沼須原スキー場並びに市内スキー場の持続可能な運営を求める請願についてを議題とします。本件について、執行部よりその後の経過について説明を求めます。

武藤産業経済部長 それでは審査に先立ちまして、前回の委員会でお伝えした以後のスキー場の民営化に向けました運営事業者との協議経過の概要を報告させていただきます。前回から事業者との協議、こちらにつきまちはスムーズな運営ができるよう当局としましても様々な提案をした中で、協議を継続させていただいております。その中で特質すべき部分といたしまして、これにつきましては委員の皆さんご存じのとおり、民営化の議論が開

始されてから、かねてより民営化の条件の1つでありました無償譲渡、これを唯一の条件として昔から現在までも進めてまいりましたが、前回報告したとおり、各事業者から強い要望があった無償貸付、こちらの条件につきましても交渉の経過の中で検討をさせていただいたところであります。これにつきましては各事業者からのそれぞれ希望もあり、無償貸付についても検討を行ってまいりましたが、その1つとしまして、全てのスキー場におきまして、土地の関係で公有地と民有地、魚沼市有地と個人の所有地または市民の共有地が混在しているという状況が全てのスキー場で発生しております。その内容としましては、例えばスキーセンター等の建物が個人の所有地の上に立っている、また索道施設リフト等の施設が個人の所有地の上に立っているという状況であります。この状況の中で無償貸付を適用した場合、所有者、それから借受者、また設置者という3者による契約関係が生ずることとなりまして、こうなりますと我々も市民から預かっている適切な財産管理、こういう観点からは好ましいとは言えない状況となります。このことから建築物、そして工作物等につきましては、やはり無償譲渡以外は困難であるという結論に至った次第でございます。現在ではこの内容を各事業者それぞれお伝えした上で、また1つの交渉でございますので、再度交渉を再開し、11月中旬までには方向性の決定を各事業者をお願いしているという現状でございます。このことから現況としましては、各スキー場における運営の可否、この回答につきまして全てのスキー場から提出されておられません。結論としてまだ結論に至っていないという状況でございます。以上報告いたします。

佐藤委員長　それでは、ただいまの説明について質疑はありませんか。

浅井委員　貸付けが駄目になった理由は分かりました。3点ほどお聞きしたいと思います。

譲渡時に3年の修繕を今まで見ていたと思うんですけど、それを1年にしたのはなぜでしょうか。

武藤産業経済部長　当初から3年程度ということですが、やはり完全民営化、こちらを成し遂げるためには、一般論としまして通常稼働ができる修繕については行うということで、当初からその3年ということですが、現実内容としましては一般論に基づいて、通常稼働ができる範囲の中で手を入れさせていただいて、お渡しをするというのが原則だと思いますので、そういう形でさせていただきたいということでございます。

浅井委員　それでは一つ一つの施設の撤去費用というのも現地調査や裏づけはしてあるのでしょうか。

武藤産業経済部長　詳細な内容については観光課長に答弁をさせます。

鈴木観光課長　今ほどのご質問の関係ですけれど、現在市内スキー場の索道の関係、日本ケーブルさんと東京索道さんが当市に設置をしたリフトが混在しております。現在それぞれの設置いただいた業者に見積りを依頼し、出ている部分につきましてはスキー場にも参考としてご提示をさせてもらっているという状況で、まだ全ての見積りが来ていない状況ですけれど、徴しているという状況であります。

浅井委員　次の質問ですけれど、無償譲渡を提示していますけれども、スキー場からの返事の期限というのはいつでしょうか。

武藤産業経済部長　先ほどお答えしたとおり、こちらは今ほどの無償譲渡の案件も含めまして、この11月中旬までに方向性の決定をお願いしているということでございます。

大屋委員　先ほどありました貸付けの場合は、私の土地と市の土地と混在していると。そう

すると3者の契約が必要になってくるということは、今までもそうだったわけですか。

武藤産業経済部長　今まではそうではございませんでした。あくまでも市の所有する公有地と魚沼市民の個人の所有する民有地でしたので、あくまでも個人の所有する民有地につきましては市が直接、民間の土地の所有者と契約を結んで、そこに市の施設を建てさせていただいたということでございますので、あくまでも2者ということであります。

大屋委員　今回の無償貸付を加えて、これが3者の契約になるからということで、ちょっとうまくないと、3者の契約が必要だという判断なんですけれど、今までの無償貸付とどこが違うのでしょうか。

武藤産業経済部長　分かりやすく申し上げますと、今までは個人の所有地を市が直接借り上げて、そこに市のものを設置したというのは先ほど私がお話ししたとおりです。今後無償貸付ということになりますと、今度はスキー場事業者が、スキー場を運営するに当たって、個人の民有地を借り上げなければいけないという状況になります。あくまでも市はスキー場を運営する側ではございませんので、運営をする事業者が個人の所有地を契約によって借り上げをしていただいて、そこでスキー場運営をしていただくという形になると想定されます。そうなりますと、スキー場事業者が個人から借り上げている土地に、全く第三者である魚沼市の例えばスキーセンターがそこに存在するという大変一般的な財産管理上好ましくない3者契約みたいなものが、どうしても発生してしまうということでございます。

大屋委員　今のやり方は無償譲渡ですよね。そこと今回の無償貸付、同じような感じがするんですけれど、どうでしょうか。

武藤産業経済部長　これは同じではございませんで、その同じでない理由が、スキー場用地にあります、例えばAさんという個人の方の土地がある一定のスキー場の中にあります。その今の状況ですと、今までの状況がAさんの個人所有地を魚沼市とAさんの間で貸借契約を結んでいて、今までは行ってまいりました。ですので、平成25年にスキー場設置条例が廃止になった後も魚沼市とAさんの間で土地の貸借契約が有効に結ばれており、魚沼市がAさんに賃借料をお支払いしていたという状況でありました。それが今後完全民営化ということになりますと、魚沼市とAさんのスキー場用地であった土地の賃貸借契約書は一回解除して、再度スキー場運営事業者がAさんと土地の賃貸借契約を結んでいただくというのが原則になりますので、そうなりますと土地の所有者、借受人である事業者、そして工作物建築物の設置者である魚沼市というこの3者の権利が発生するというところでございます。

大屋委員　大体理解しました。そういうことになりますと、完全民営化、要するに民間の会社がもう全て運営等やっていくという流れの中で、3月31日をもって無償貸付の場合でも、今までのような私の土地について市は借入れをしませんよと、そういう条件と理解してよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長　そのようにご理解していただいて結構だと思います。というのは、委員の皆様もご存じの方いらっしゃると思いますが、平成25年に先ほども申し上げましたけれども、設置条例が廃止になって以降、一貫して完全民営化、そしてその条件としては無償譲渡、無償で財産を事業者の方へ譲渡するので民営化をお願いしたいということで、平成26年から具体的に話が始まっているわけです。ですので完全民営化ということは、施設についての無償有償は別としましても、一般論としましては独立をして経営がなされるとい

うのが完全民営化だと思いますので、そうなりますと当然のことながら、その事業用地である部分につきましても事業者から個人所有である部分を借り上げる、もしくは取得をして運営をしていただくというのが一般的な民営化だというふうに解釈しておりますので、そういう部分では、当局我々としましても一貫した動きを今までも進めてきたということで自負しております。

大屋委員　　そうしますと今回の請願が出ておりますけども、ほとんどのスキー場が完全民営化の形で、無償貸付であれ、無償譲渡であれやっていけない、何とか持続可能な支援をしてくれと言っているわけですよ。こういう点で完全民営化が大事なのか、それとも市内のそういう事業者と周りの市民が請願出しましたけれど、そういったのが大事なのか、これについては市長がいないんで何とも言いようがありませんが、どうなんでしょうかね。

武藤産業経済部長　　大屋委員のご質問ですが、当局としましては一貫してスキー場事業者の意見を伺った中で、私どもの様々なアイデアを出して運営を継続していただきたいというスタンスで動いてきたつもりです。ただ、その中で事業者さんからの今までの一貫した要望とすると、助成のほうを一貫してお願いしたいという話に最近まで終始をしている状況は皆さんご存じのとおりだと思います。ただ、我々としましては平成26年以降、民営化をしていただきたいという以上、事業者様からも当然そのような動き、努力はあったものだと思いますし、その上で私どもも何かしら支援、事業者さんからの要望になるべく応じた支援の検討協議は今までも行ってきたつもりであります。また今後も、今まで一貫した話の中でできる部分については、当然のことながらお話を伺って検討していきたい。それが協議であり交渉であるということで考えております。

星委員　　前回の委員会の際は貸付けと譲渡が選択肢であったと思うんですが、この1か月で貸付けはなくなって譲渡になって、それが決まってから各スキー場にヒアリングというか説明に行ったと思うんですが、それはもう全スキー場終わっているということでしょうか。

鈴木観光課長　　協議につきましては大湯温泉スキー場、須原スキー場、小出スキー場のほうが直接お会いしてお話もさせてもらっています。薬師スキー場につきましても、お話をさせていただいたうえで、またそれぞれの事業者さんにおいて内部で協議をいただき、呼びいただければ、またその話についてはいろいろ詰めていきたいということで、一応4者のほうとは謁見した中でお伝えさせていただいているところです。

星委員　　大原スキー場はどういう取扱いになりますか。

鈴木観光課長　　大原スキー場につきましては、考え方としましては修繕等は今の段階では行わない中で無償譲渡、その他の条件につきましては、同様の形の中でやりたいとおっしゃっている方たちと協議を進めているところです。

星委員　　譲渡だけになって行ったヒアリングというか説明会では、どのような反応だったでしょうか。

鈴木観光課長　　本日も午前中に受けたいという方からもお越しをいただき、その譲渡のみというお話の部分ですけど、大原スキー場につきましては当初から基本は譲渡だということでお話をしていたところです。それぞれのスキー場とも連携を取り合っている部分もあって、無償貸付という情報も当然大原スキー場をやりたいという方たちの耳にも入っていたところですけども、最初から大原スキー場につきましては、無償貸付というのありき

の話合いはしておりませんでしたので、そこについては大きな異論はない状況であります。

星委員 譲渡だけになってからヒアリングを行ったスキー場もあるし、行っていない所もあるみたいなのですが、この返答を待つ締切りが11月中旬ということなのですが、そこまではヒアリングをしないでその11月中旬を迎える予定ですか。

鈴木観光課長 無償貸付という選択肢ではなく、譲渡というのみの選択肢の中でのお話については4つの事業者、大原スキー場も入れるのであれば5つの事業者には、直接お会いをしてお伝えはしております。11月の中旬までの間は、当然随時ご要望があればお邪魔をするなり、もちろん来ていただく形でもいいんですけども、協議のほうは当然させていただきたいということでお伝えしております。

星委員 私は全部のスキー場に聞いたわけではないんですけど、このままだと11月中旬に多分返事が出せるスキー場がないのではないかな、もしくは全部が答えが出せないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は何か考えていますか。

鈴木観光課長 当然それぞれ今回の提案といいたまいますか、市の方向性を踏まえて理事会等でもんでいただかなければならない期間もありますし、11月の中旬というのは当局側の目途としてご提示をさせてもらっております。ただ、それぞれの事業者さんの事情もあろうと思うんですけど、3月31日までの契約というところだけは確定をしている部分でもございますので、そこはまた粘り強く協議を、当局の方からまたお声かけをさせてもらいながら実現させていただければと思っております。

武藤産業経済部長 補足でございますが、星委員の言われるとおり、今ほどの無償貸付、無償譲渡につきましてはその条件、交渉の一つの事項でありますので、当然のことながらその事項一つをもって交渉しているわけではございません。様々な各スキー場における交渉条件がありますので、そういう細かい部分も含めた中で今後も鋭意協議のほうは進めていきたいということでもありますし、返す返すで恐縮なんですけれども、当局側も運営事業者の皆様方がスムーズな運営をしていただけることが、やはり希望でありますので、そのことを根本に置いて進めていきたいと考えています。

星委員 最後確認ですが、11月中旬までは全事業者を集めての説明会ではなくて、スキー場側から要望があれば、執行部としては随時ヒアリング、意見交換を行いながら、そこを迎えていきたいということでしょうか。

武藤産業経済部長 基本はそのように考えておりますし、事業者さんからの要望だけではなく我々のほうも、例えば1つのアイデアがあれば当然私どものほうも問い合わせをした中で、交渉を続けていきたいということでもあります。

岡部委員 今大体聞いて理解しているところなんですけど、我々も請願を受けて議論してどこかで結論を出していかなければならないところなんですけど、11月中旬までに決定することだけれど、どこも来年の3月まではいいんですけど、それ以降誰が受けるかまだ分からないと。4つのスキー場も全部がどこか受けるというような答えを出せるような状況ではないかもしれないというのがあるわけですよ。そうなったときに、どこも今の市からの援助が必要だと言っているわけですよ。それでやれなくなった時に、魚沼市からスキー場がなくなるわけですよ。市民からは1か所、あるいは2か所くらいは残してほしいという要望が出ているわけです。これに対しては、どこも受けなくなったときに市民からそういう要望があるんだけど、これについて当局はどのような形で対応するんですか。

武藤産業経済部長　　今ほどの岡部委員のお話ですが、今の市として、例えば現状のスキー場の幾つを残す、どこを残すという議論はすべきではありませんし、もうできない状況だと思っております。その理由は平成25年、26年当時に全てのスキー場の設置条例を廃止した背景、そちらの議事録等を読みますと、それについては市が選ぶ事項ではなく、あくまでも民営化を図っていく事業者の方に委ねるということだと思っておりますので、市が選ぶ部分ではないと判断しております。

岡部委員　　市としては、我々も民営化ということに議会としても同意してやってきたことですから、その責任もあるんで、やっぱり議会としても市と歩調を合わせていかなければいけないと思っているんですけど。そうすると民間でこうしたいとか、民間の中で4つの内1つくらい残していきたいみたいになったら、それには乗るといようなスタンスでよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長　　現状としまして、今現在稼働しております民営スキー場4つと全て同じスタンスで交渉させていただいておりますので、その個々のスキー場との交渉の結果に委ねられると考えております。

富永委員　　完全民営化になればいいということは誰しも考えますけども、今この時期に無償貸付じゃなくて無償譲渡にしているといった場合、運営を継続できるスキー場があると思いますか。

武藤産業経済部長　　これは将来的な部分、たればの話ではないですが、それぞれの事業者が要望がありますので、当局としましてもできる範囲の中で運営していただくよう交渉しているということでございます。

富永委員　　今の言葉の中にははっきりとしたものがなかったんですけど、このまま無償譲渡をして、それ以降に電気代だとか修繕費だとかを何もしないで各スキー場運営会社が運営できるとは私は思えない。各運営スキー場の会社も運営する団体もそれができないので今回の請願を出しているわけですけど、前回の無償貸付、無償譲渡の2者選択の中から、今日の話ですと無償譲渡だということですけど、そうするとますます運営事業者の選択肢が狭まってきて、将来的には努力をしたいという言葉は適切ではないですけど、多くあるスキー場が半分とか2つとか1つに減って、全体のこの市内のスキー場を利用する人たちが変わらずいれば、そのスキー場を利用する人が増えてくるわけなので、多少なりとも売り上げが現在分散している状態よりはいいと思うんですけど、そうなるまでの間、無償貸付などをして、今までどおりというか、各スキー場運営会社の計画などを聞きながらこの運営会社なら何とかやれそうだという判断をして、1事業とかに今までに近いような支援をするような考えはないのか。

武藤産業経済部長　　今ほどの件につきましては、昨年9月の魚沼市定例会において様々な議論がなされておりますので、その議論の結果のとおりということになります。

富永委員　　今日の冒頭で、貸付けの場合は公有地、私有地、共有地があって混在をしていて、これまでどおりの貸付けの仕方は好ましくないという言葉を使いましたが、不可能なのでしょうか。

武藤産業経済部長　　それは私の話の中で出た内容で誤解をしていただきたくないのは、先ほども申し上げましたが、平成26年から一貫して条件は無償譲渡であるということを進めてまいりました。この7年間。その中の交渉の一つとしてスキー場事業者からの要望があっ

て、貸付けを継続していただきたいという要望でありました。ですので、今までのままと同じではないかという話ではなくて、あくまでも無償譲渡が前提としての民営化という流れでありましたので、あくまでもそれを基本としてまいるということでございます。

富永委員 無償譲渡にする場合、その公有地、私有地、共有地の混在しているところの譲渡の方法はどうなりますか。

武藤産業経済部長 こちらも今まで一貫してご説明してきたとおり、まず公有地、魚沼市の土地につきましては貸付けを行うということであります。それから民有地につきましては、スキー場事業者において新たに貸借契約を結んでいただくということでございます。それから工作物、建築物につきましては、先ほどからのお話のとおり無償で譲渡をさせていただきたい。ただ、私どももかねてより無償譲渡というお話しをさせていただいておりますが、これにつきましてはあくまでも議会の議決が前提となりますので、そのことは私どもがお話する言葉の裏でお考えいただきたいということであります。

富永委員 報道とかによりますと、市の考え方、対応の仕方が二転三転するというような表現がありましたけれど、市はそういった認識はありますか。

武藤産業経済部長 委員のおっしゃられているのは本日付の新潟日報の記事だと推測をいたしますが、私どもはそのようには全く考えておりません。先ほどから話しているとおり、平成26年からの基本方針は全くぶれず、変わっておりませんし、その二転三転したというのは今まで3年で結論を出すという部分が、期間延長、期間延長、期間延長となった部分を指摘しているのではないかと考えております。

富永委員 では、現在の市の考え方は無償譲渡で一貫して通していくんだという考え方ですけど、これが11月中旬までに各スキー場がそれに対するそれぞれの運営方法、計画など提示した場合、提示できればいいんでしょうけど、提示できないと。それでどこのスキー場もこういう条件だと運営できませんよとなった時には、このまちからスキー場がなくなるわけですけど、そういった時はどのように考えるのか。具体的なのがなくても、方向性として何とか市がスキー場を1か所でも残していくように努力をしていくんだとか、民間と検討していくんだとか、そういった考えを聞かせてください。

武藤産業経済部長 今ほどの質問は想定の問題になりますので明確にはお答えできません。ただ、これも先ほどから申し上げておりますが、運営事業者との協議、交渉の中で、運営できるように市としても継続して努力をして行くということであります。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。特に進展がないという説明ですので、本件については引き続き審査することでご異議ございませんか。

大屋委員 意見ですけど、市は市の対応として今の話があったような形です。市民から出されたこの請願については、あくまでも持続可能な運営をスキー場ができるようお願いするというか要請をするというか、そういう請願書なんです。だから当局側とは全く反対のあれなんだけど、どこまで継続するつもりですか。委員長に聞きたいんですけど。

佐藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (14:08)

休憩中に懇談的に意見交換

再開（14：09）

佐藤委員長　休憩を解き、会議を再開します。前回は9月末までに事業者の結論が出るということで、それを待って継続としたわけですが、今回さらに議論が進まず、11月中旬をもって結論が出るということです。11月中旬をめどに引き続き審査をしたいということでございます。（何事か呼ぶ者あり）先ほど申し上げたことですが、改めて確認させていただきますが、本件については引き続き審査をするということでご異議ありませんか。（「反対」と呼ぶ者あり）異議がありますので、確認をさせていただきます。本件について、引き続き審査することに賛成の方は挙手をお願いします。（賛成者挙手）賛成多数であります。本件については、引き続き審査することに決定しました。本件については以上といたします。

（２）その他

・サンキューキャンペーンの忘年会等への利用拡大について

佐藤委員長　日程第2、その他について議題といたします。サンキューキャンペーンの忘年会等への利用拡大についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは、新型コロナ経済対策に関連してのご説明をさせていただきます。内容につきましては、既に事業を執行させていただいております宿泊支援事業、いわゆる通称名サンキューキャンペーンに関連する追加事業についてでございます。追加事業名につきましては、今現在サンキューイートキャンペーンとさせていただきます。その事業内容でございますが、こちらは魚沼市民が市内の飲食店で利用できる額面1枚当たり1,000円のクーポン券を発行するという内容でございます。このクーポン券は市民1人につき1枚を限定とさせていただきます。クーポン券の配布期間及び利用期間につきましては、本年の12月1日から令和3年1月31日までの期間とさせていただきます。また配布につきましては先着順といたしまして、発行総枚数を8,000枚予定しております。次に、この追加事業の理由といたしましては、今までも議会から承認いただきまして補正予算で付けていただきました宿泊助成であるサンキューキャンペーン、こちらのサンキューキャンペーン夏の利用実績が、予定しておりましたのが2,000枚に対しまして575枚の利用に留まってしまった。率としましては2,000枚に対して28%の利用しか見込めなかったということでありまして、この結果としましてサンキュー夏の部分の予算の執行残が発生することとなりました。また今後予定されておりますサンキュー冬の部分も議決をいただいておりますが、こちらの部分もやはりシーズンがら若干執行残の見込みが発生するということから、結論としましてはサンキュー夏の執行残の分、それからサンキュー冬の若干執行残が見込まれるであろうという規模の予算額を合わせまして、800万円規模の新規事業として追加をさせていただきますというものであります。これによりまして、年末をこれから迎えます市内の経済循環を更に手厚く対応していきたいという狙いがあります。また、サンキューの宿泊所につきましては今ほどの中で、夏が利用低迷でしたけれども、今ちょうどお泊り

いただいているサンキュー秋のキャンペーン事業につきましては総額2,000枚についてほぼ利用が見込まれる状況となっております。この理由としましては、やはりサンキュー夏については国が始めたG o T o トラベル、それが東京を入れる入れない、大変その辺で動揺もありまして、やはり全国的な動きを地域の方がご心配なされた。それからお盆シーズンであり市内の宿泊所はちょっと敬遠気味だった経過が夏の部分の低迷に現れたのかなと考えておりますし、その部分の反動がサンキュー秋の2,000枚がほぼ利用されるような事に結びついているのかなということと考えております。それから最後にこのサンキューキャンペーン事業の追加事業も含めまして、その財源につきましては国の補正予算である臨時交付金をすべて充当することとしておりますので、今ほどご説明させていただきましたサンキューイートの追加事業も含めまして既決予算の範囲内とさせていただきますので、結果としまして歳入歳出科目予算の変更は全く生じないものでございます。

佐藤委員長　それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員　このサンキューイート1枚1人1,000円なんですけれど、1,000円でいくらお得になるのでしょうか。

武藤産業経済部長　失礼しました。その部分の説明が抜けておりました。サンキュークーポン1枚額面1,000円としまして市民1人当たり2,000円以上の飲食を行っていただいた場合に1,000円のクーポンを使えるという条件を付けさせていただきたいと思っております。そうしないとやはり1,000円を単にばらまくという形になりますので、あくまでも市内飲食で2,000円以上された方に1,000円クーポンの利用が可能となるということでございます。

大屋委員　仮に、家族5人で4,000円使ったということになりますと、1人2,000円以上ということになりますと、6,000円以上食べないと使えないということになるんじゃないですか。

武藤産業経済部長　あくまでもクーポンを入手する条件としては、市民1人について1枚ということですので、例えば5人でお食べになっても、1枚のクーポンしか使わないとなるとお1人様が2,000円以上お食べになれば6人合計ではなくてそれは使えますし、当然のことながら1人1人の単位で原則には考えていくということでございますので、例えば5人いて5人皆さんがクーポンを持っていらっしゃって合計が1万円以上であれば5枚のクーポンをお使いいただけるということでございます。結果として利用方法につきましては、やはり利用する方の優位になるように取扱っていく基本ということでございます。

富永委員　確認させてもらいたいんですけど、クーポン券は1,000円で買って2,000円利用できるということではなくて、無料で配布するんですか。

武藤産業経済部長　おっしゃるとおりです。総枚数8,000枚を市民の方限定で先着順にクーポン券を配布するという事です。

富永委員　そうすると市民30,000人に対して枚数が少ないので、殺到してもらえない方は不満となるでしょうし、利用できる2,000円のやつを1,000円で買うようにすれば、確実にクーポン券は利用されるでしょうけれど、ただ8,000枚配ると十分に利用されなかったり、なんだ8,000枚だけなのか、十分に回らないじゃないかというので市民から不満が出ると思うんですけど、2,000円の額面を1,000円で買うようにした方がいいんじゃないかと思うのですが。

武藤産業経済部長　アイデアとしては委員のおっしゃるのも確かにあります。ただ今回は、委員のおっしゃるような販売方法ですとプレミアム商品券と同じ形になります。皆さんも

ご存じのとおり、11月からプレミアム商品券の第2弾が始まりますし、今回につきましてはまずサンキューの宿泊キャンペーンがなかなか延びなかった夏の部分を、何とか経済で落としたいというのが基本なんで、とにかくこの12月、年末それから年始にかけて集中して早めにお伝えいただきたいんですよ。というのは、国の補正予算の扱う期限が来年2月くらいで期限を迎えますので、そういう面からとりあえず配布をして、早めに12月中に飲食店等で使っていただきたいという希望があってこういう方法にしたのが一つ、確かにおっしゃるとおり8,000枚だと35,000人いるのに足りないんじゃないかというご心配もあります。ただ今回は、1,000円の金券を配布するのではなく、あくまでも2,000円使っただくという条件がありますので、その部分で35,000人に全てが取得希望なさらないんじゃないかという私どもの見込みで、8,000枚ということで想定させていただいております。

富永委員　ちょっと違う話なんですけど、昔東京から無料のバスを用意する事業があって何年かやりました。そうしたら予約だけしてて、キャンセルを事前にしないで時間になっても来ない。結果的にはキャンセルもない。それから1人1,000円のお金を負担していただくようになったらキャンセルがなくなったという実例もあります。今回もそういったのが考えられるんじゃないかと私は思うんですけど、国の制度が来年早々に終わって、それまでに執行しなければならぬというのは市側の都合であって、市民のことを考えれば8,000枚と枚数が少ないので、何度も申し訳ないんですけど、1,000円で売って2,000円で使えるようにしておく、無駄なく利用してもらえないかと私は思います。意見です。

武藤産業経済部長　ご意見として承らせていただきます。

佐藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結いたします。本件については以上といたします。ここでしばらくの間休憩いたします。

休　　憩 (14:25)

再　　開 (14:33)

佐藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

・水の郷工業団地の分譲について

佐藤委員長　次に、水の郷工業団地の分譲についてを議題といたします。資料が配付されておりますので執行部に説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは水の郷工業団地の分譲につきまして2点ご報告をさせていただきます。まず1点目でございます。お手元の配付資料、工業団地分譲団地予定図をご覧ください。まず1点目につきましては図面中心付近にございます濃いオレンジ色で囲まれた区画の土地分譲案件であります。水の郷工業団地につきましては、安定した電力供給体制を確保する必要から特別高圧電力の共同受変電設備の導入につきまして、平成30年9月から東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社、それから工業団地内の立地企業と行ってまいりました。この度、工業団地内の立地企業4社と東京ガスエンジニアリングソリューションズとの合同会議におきまして、本事業の実施が確認されました。結果とし

ては、特別高圧受電を行って操業に向けていくということが確認されましたので、本年10月末、若干日にちは少ないですが、10月末をめどに参加各社におきまして基本合意書の締結が計られる運びとなっております。これを受けまして、当市におきましては受電設備を建設いたします東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社との間で企業立地基本協定書を締結のうえ、水の郷工業団地の一部を特別高圧共同受電および熱源供給施設用地といたします土地売買に関する契約議案を本年12月魚沼市定例議会へ上程すべく、準備を進めてまいりたいと思います。次に2点目でございます。同じく図面の赤い網掛けの区間、こちらになります。こちらにつきましては既に同団地内で創業しております魚沼醸造株式会社への追加の土地分譲案件でございます。この土地につきましては、昨年12月の第4回魚沼市定例会の行政報告におきまして、同社と立地に関する基本協定締結が出されたことを報告させていただいておりますが、その後協議を重ねまして、いよいよ土地売買に関する契約議案を本年12月議会において、上程できる運びとなりますので併せてお願いをするものでございます。以上報告とさせていただきます。

佐藤委員長　それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

・令和2年度における魚沼市ツキノワグマ出没等対応の経過について

佐藤委員長　次に令和2年度における魚沼市ツキノワグマ出没等対応の経過についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

武藤産業経済部長　(資料「令和2年度における魚沼市ツキノワグマ出没等対応の経過について」により説明)

佐藤委員長　それではこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員　ハコワナが現在市内で22基ですけれども、これを増やす考えはないですか。

大羽賀農政課長　現在22基、今年度増やす予定はございません。

富永委員　ある猟友会の方から、ほぼ全部のわなが設置されていて余裕がない状況なので、増やすことができないかという声を聞いていますし、ある自治会では、自治会で用意しなければならないかねと言っているところもあるので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

武藤産業経済部長　そういうご意見があるようでしたら、今年度につきましてはなかなか難しいですけれども、来年度予算に向けて検討をさせていただきたいと考えております。

富永委員　あと1点なんですけど、おとといでしたかね、吉田地内で早朝3時過ぎに発見されて、放送があったのが多分7時半くらいだったと思います。その時間だと、もう通学の子供達が通っているし、また散歩等する人がもっと早い時間で行動するわけですが、なるべく早めに、5時とか、そういった時に防災無線等通じてすることはできないのか。

武藤産業経済部長　今ほど委員のおっしゃるとおり、市民への周知の迅速さについては対策本部の中でも協議がなされておりますので、今ほどのご意見も踏まえた中で一層しっかりと対応をしていきたいと考えております。

大屋委員　今回猟友会の方、あるいは関係する市職員の方、非常にご苦労様です。1つは猟友会も結構大変な、自分の命もどうなるかというような中で仕掛けを設置して今回25頭ですか、今まで捕獲をしたと。こういうような実績もあります。去年の二の舞にならないよ

うに頑張っているところですけど、今実際には応援要請とか出動のときには、時間当たりいくらの日当になっておりますでしょうか。

大羽賀農政課長　　今現在ですけど、年額の報酬といたしまして、1人5,000円。時間当たり出動されたときに1時間当たり1,000円。車代としてキロ当たり40円支出させていただいております。

大屋委員　　やっぱり去年のことを思うと、本当に仕掛けも少なかったり、初めてのことでないんでしょうけれど、けが人が8人出たというような経験を踏まえて、今年度は猟友会の方、あるいは関係する職員の方なんかも非常にピリピリした中で仕事をやっていたと思うんです。猟友会の皆さんのご苦勞もあるわけですので、この際年間の報酬が5,000円というのも少ないんですけど、日当、出動とかわなをかけるとか、そういうときの時間を1,000円から1.5倍の1,500円くらいに上げていったらどうかと思うんですが、来年度の予算で検討を願いたいですが、どうですか。

武藤産業経済部長　　今ほどのご意見ですが、近隣の市町村の動向も踏まえまして、来年度予算に向けて検討させていただきたいと考えております。

佐藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) それでは質疑を終結いたします。本件については以上といたします。ほかに委員の皆さんからご意見協議事項等はございませんか。

(なし) 本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会といたします。

閉　　会 (14 : 49)